

LG・AG シリーズ

商品名称	正式名称
スイート&スイートTwo プレミアム スイートスマイル 未来航路Two プレミアム 未来航路Two プレミアム TT	変額個人年金保険(2005)＜保証金額付特別 勘定終身年金特約／加算年金1年更新特則付保証金額付特 別勘定終身年金特約／年金総額保証型特別勘定年金特約＞

特徴

POINT

●この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額などが変動（増減）するしくみの年金保険です。

●2種類の特約（保証金額付特別勘定終身年金特約／年金総額保証型特別勘定年金特約）のうち、いずれか一方を付加することで機能の異なるプランを選択することができます。

●一時払保険料から契約初期費用を控除した金額が特別勘定に繰入れられます。

●運用対象や運用方針の異なる複数の特別勘定から選択することができます。

●積立期間中に被保険者が死亡された場合には、基本保険金額またはその時点の積立金額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお受取りいただけます。災害で死亡された場合には、死亡保険金に基本保険金額の10%を加算してお受取りいただけます。

●年金支払期間中も特別勘定での運用を継続します。

●年金支払開始日の変更や一般勘定で運用する年金（確定年金、保証期間付終身年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付夫婦年金）に変更することができます。

＜早期受取終身年金プラン（保証金額付特別勘定終身年金特約）の特徴＞

POINT

●最短で契約日の1年後から、運用実績にかかわらず毎年一定額の年金を一生涯お受取りになれます。年金額は、契約日から年金支払開始日までの期間に応じた算出率（4年未満：3%、4年以上7年未満：3.5%、7年以上：4%）を基本保険金額に乗じて計算された金額となります。

●契約日から起算した5年ごとの契約応当日の運用成果に応じて、次年度以後の受取る年金額がステップアップする可能性があります。

●加算年金1年更新特則を付加した場合、契約日から起算した1年ごとの契約応当日の前日の運用成果に応じて、翌日以後の受取る年金額がステップアップする可能性があります。

●保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に被保険者が死亡された場合には、その時点の積立金額または基本保険金額から既払年金累計額を控除した額のいずれか大きい額を死亡一時金としてお受取りいただけます。

＜年金受取総額保証プラン（年金総額保証型特別勘定年金特約）の特徴＞

POINT

●積立期間満了後に、運用実績にかかわらず毎年一定額の年金（保証年金額）を一定期間お受取りいただけます。

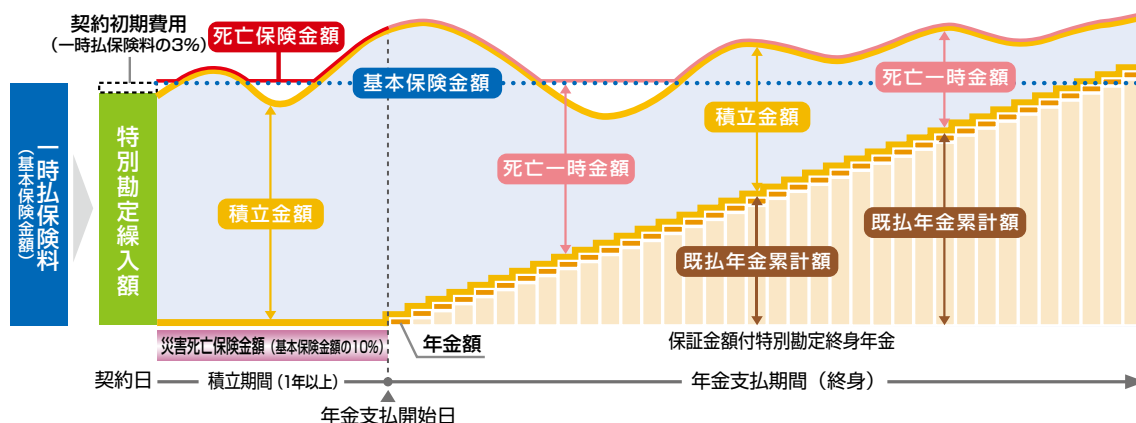
●年金支払期間満了まで保証年金額をお受取りいただくことで、年金受取総額の最低保証（特約の型に応じて、年金支払開始日の基本保険金額の105%、110%、115%）があります。

●年金総額保証型特別勘定年金の支払期間中に年金受取人が死亡された場合には、後継年金受取人が引続き年金を受取ることにより、特約の型に応じた年金受取総額を最低保証します。

⚠ 年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金の支払期間満了を迎えることにより保証されますので、年金支払開始時や年金支払期間中に一括支払や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。

イメージ図

＜早期受取終身年金プラン（保証金額付特別勘定終身年金特約）のしくみ図＞



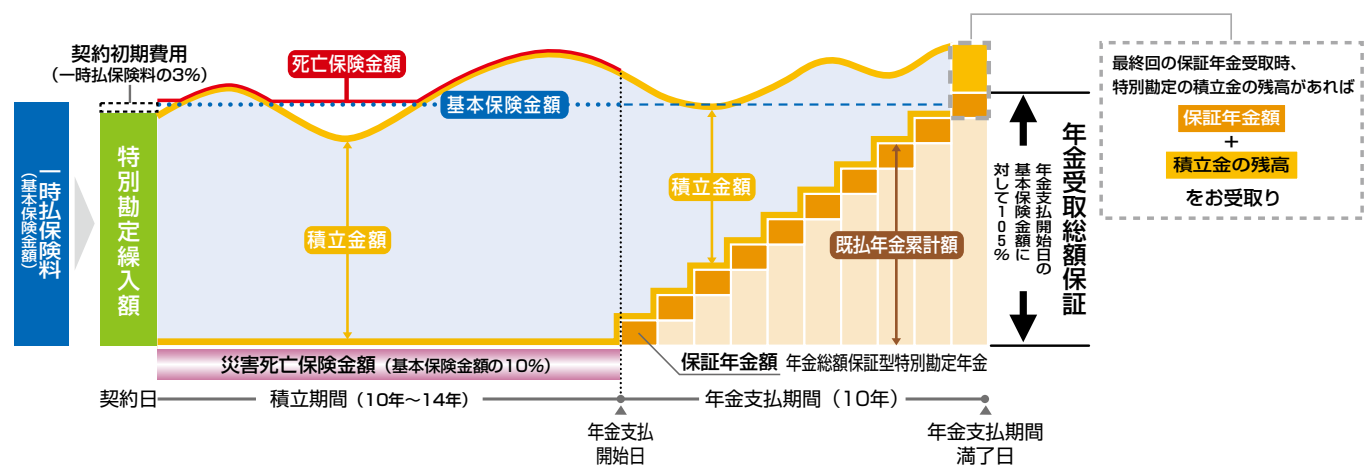
被保険者の生存中、
一生涯にわたって
年金のお受取り

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

※上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のものです。また、基本的なしくみをご理解いただくため、ステップアップ年金額は考慮していません。

イメージ図

＜年金受取総額保証プラン（年金総額保証型特別勘定年金特約）のしくみ図＞〔Ⅰ型の場合〕



※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。
※上図は、積立期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のものです。

商品概要

プラン名			早期受取終身年金プラン	年金受取総額保証プラン											
特約名			保証金額付特別勘定終身年金特約	年金総額保証型特別勘定年金特約											
型の名称			LG型	Ⅰ 型			Ⅱ 型			Ⅲ 型					
年金種類			保証金額付特別勘定終身年金	年金総額保証型特別勘定年金											
積立期間			1 年以上	10 年～14 年			15 年～19 年			20 年以上					
年金支払期間			終身	10 年							5 年				
年金支払開始年齢			52 歳～90 歳	10 歳～90 歳			15 歳～90 歳			20 歳～90 歳					
年金総額保証				105%*			110%*			115%*					
年金額				10.5%*			11.0%*			23.0%*					
までの期間	年金契約日	4年未満	3.0%*												
	年金支払日	4年以上7年未満	3.5%*												
	年金支払日	7年以上	4.0%*												
特別勘定			各商品により、設定している特別勘定群が異なります。各商品の「特別勘定のしおり」や「特別勘定運用レポート」をご参照ください。												
諸費用	契約初期費用		一時払保険料の3%												
	保険関係費		積立金額に対して年率2.30% 加算年金1年更新特則を付加した場合 年率2.45%												
	資産運用関係費		最大年率0.352%程度（消費税込） ※各商品で異なります。												
	解約控除		経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上	
			解約控除率	4%	4%	4%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	1%	0%	
			※契約日(増額日)から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合にも、契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除がかかります。												
年金管理費		一般勘定で運用する年金支払期間中(遺族年金支払特約による年金も含みます。) 年金額に対して1% ※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。													
積立金移転手数料			1保険年度15回目までは無料。16回目以後は1回につき2,500円												
付加できる特約・特則			遺族年金支払特約、年金分割支払特約、加算年金1年更新特則、指定代理請求特約			遺族年金支払特約、指定代理請求特約									

*年金支払開始日の基本保険金額に対する率を記載しています。
※この保険に係る費用の合計は、上記の費用の合計となります。

変額個人年金保険のリスクと費用について

市場リスクについて

変額個人年金保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金額等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。特別勘定による資産運用における主なリスクは以下のとおりです。

① 価格変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。

② 為替リスク

外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。

③ 信用リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。

④ 金利変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。

預金等との違いについて

変額個人年金保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

ご負担いただく費用について

- 変額個人年金保険では、保険関係費、資産運用関係費等をご負担いただきます。また、一定期間内にご契約を解約・一部解約する場合には、所定の解約控除がかかります。費用の詳細については、各商品の「ご契約のしおり・約款」等にてご確認ください。
- 資産運用関係費は信託報酬（管理報酬）を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

ご契約後のお手続き等について

ご契約後の契約内容の変更、保険金・年金などのご請求のお手続き、その他ご不明点がございましたら、三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでお問合わせください。

お客さまサービスセンター

■ フリーダイヤル

0120-81-8107
(ハイ、パートナー)

■ 受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

※お問合せの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意ください。

その他で注意いただきたいこと

- 本資料は、ご契約者さま向けに商品の内容をご説明したものです。
- 詳細につきましては、ご契約時にお渡ししております、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
また、運用状況等につきましては、三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>) や三井住友海上プライマリー生命より送付している「ご契約状況のお知らせ」にてご確認ください。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

ご契約者さま専用ダイヤル

フリーダイヤル **0120-81-8107**
(ハイ・パートナー)

<https://www.ms-primary.com>

個人年金は、
未来への贈りもの。



MSPL-2104-B-0136-00